

事務総局会議（第8回）議事録

日時	平成30年3月13日（火）午前10時00分～午後零時04分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 日本司法支援センター理事長の任命について 中村総務局長説明（資料第1）</li> <li>2 平成30年春の藍綬褒章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第2）</li> <li>3 少年関係機関との連絡協議会について 村田家庭局長説明（資料第3）</li> <li>4 家事関係機関との連絡協議会について 村田家庭局長説明（資料第4）</li> <li>5 後見関係事件事務打合せの開催について 村田家庭局長説明（資料第5）</li> </ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 裁判官会議付議 1, 2</li> <li>◎ 了承 3, 4, 5</li> </ul>
秘書課長 徳岡 治	

事務総局会議資料 第1  
(3月/3日開催)

平成30年3月13日

日本司法支援センター理事長の任命について

配 布 資 料 目 錄

- 1 法務大臣からの日本司法支援センター理事長の任命に係る求意見書（平成30年3月7日付け法務省司司第108号）
- 2 候補者の略履歴

法務省司司第108号  
平成30年3月7日

最高裁判所長官 大谷直人 殿

法務大臣 上川陽子

)

日本司法支援センター理事長の任命について

日本司法支援センター理事長宮崎誠につきましては、平成30年4月9日をもって任期満了となります。その後任者として下記の者を任命したいので、総合法律支援法第24条第3項の規定に基づき最高裁判所の意見を求めます。

記

板東久美子

)

## 略歴

板 東 久美子



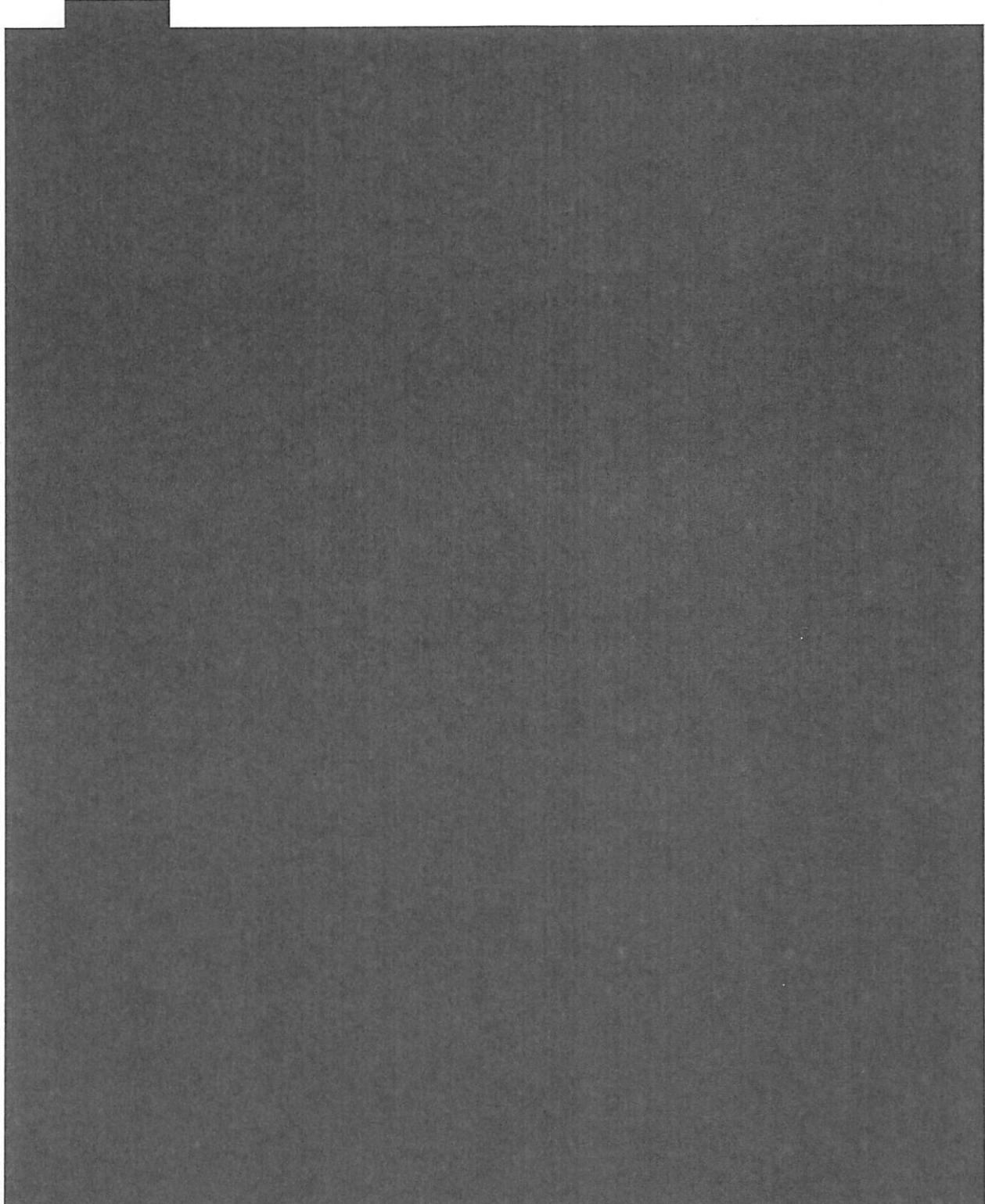
昭和 52. 3 東京大学法学部卒

昭和 52.	4	文部省入省
平成 7.	4	同 生涯学習局婦人教育課長
8.	7	文化庁文化部著作権課長
10.	4	秋田県副知事
12.	7	文部省教育助成局財務課長
13.	1	文部科学省初等中等教育局財務課長
	7	同 高等教育局高等教育企画課長
15.	1	同 大臣官房人事課長
16.	7	同 大臣官房審議官
18.	7	内閣府男女共同参画局長
21.	7	文部科学省生涯学習政策局長
24.	1	同 高等教育局長
25.	7	文部科学審議官
26.	8	消費者庁長官
28.	8	同 顧問
29.	9	日本司法支援センター特別参与
10		理事 (非常勤)

事務総局会議資料 第2  
(3月13日開催)

平成30年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
-------	------	-----



### 平成30年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 屬 庁	功 勞 業 務	氏 名
-------	---------	-----

平成30年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名

計 名

(平成30.3.13家一印)

少年関係機関との連絡協議会について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 平成30年4月から平成31年3月までの間で各家庭裁判所が定める日
- 3 場所 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所
- 4 協議事項 少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項
- 5 協議員
  - (1) 各家庭裁判所の少年事件を担当している裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等 各家庭裁判所の定める人数
  - (2) 少年関係機関（少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所、児童自立支援施設等の少年保護関係機関、学校、教育委員会等の教育関係機関、警察関係機関、検察庁その他協議事項に関連する関係機関又は団体）の職員 各家庭裁判所の定める人数

(平成30. 3. 13家三印)

家事関係機関との連絡協議会について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 平成30年4月から平成31年3月までの間で各家庭裁判所の定める日
- 3 場所 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所
- 4 協議事項 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項
- 5 協議員
  - (1) 各家庭裁判所の家事事件を担当している裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等 各家庭裁判所の定める人数
  - (2) 各家庭裁判所管内に所在する関係自治体、福祉関係機関、医療関係機関、弁護士会その他協議事項に関連する関係機関又は団体の職員 各家庭裁判所の定める人数

(平成30.3.13家三印)

後見関係事件事務打合せの開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年5月31日（木）  
午後1時00分から午後5時00分まで
- 3 場所 最高裁判所大会議室
- 4 打合せ事項 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、各家庭裁判所において  
取り組むべき運用上の課題
- 5 出席者
  - (1) 各高等裁判所の民事次席書記官1名
  - (2) 各高等裁判所の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名
  - (3) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の部総括裁判官  
又は上席裁判官のいずれか1名
  - (4) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の家事の首席書  
記官又は家事の次席書記官のいずれか1名
  - (5) 高等裁判所の所在地を管轄する各家庭裁判所の総務課長1名

合計 40名